

第五次南牧村行政改革大綱

南 牧 村

平成 22 年 4 月

目 次

第1章 基本方針	1
1 改革の必要性	1
2 改革の基本方針	1
① 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供	
② 計画的で徹底した職員定数の見直し	
③ 事務・事業・補助金等の見直し	
④ 住民と協働による「元気な村づくり」	
3 改革の推進期間	2
4 改革の推進体制	2
第2章 改革の内容	3
1 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供	3
① 財政改革	
② 公共事業の見直しによる村債残高の削減	
2 計画的で徹底した職員定数の見直し	4
① 職員数の削減	
② 広く人材を起用	
3 事務・事業・補助金等の見直し	5
4 住民と協働による「元気な村づくり」	5
第3章 改革の実現	6
1 推進基本計画の策定	6
2 推進実施計画概要の策定	6
3 改革の具体的推進	6

第1章 基本方針

1 改革の必要性

先が見えない景気の低迷、本村の高齢化、過疎化は加速をたどり、主要財源である税収入の増加が見込めず、国、地方共に財政状況が一段と厳しくなる中、地方交付税の引き下げが続き、収入源の大部分を地方交付税に頼る本村にとっては危機的状況にありました。

そのなかで、平成17年度から平成21年度までを計画期間とした、第四次南牧村行政改革大綱（以下「第四次大綱」という。）では、それまでの行政改革大綱以上の改革として、起債借入額の制限、特別職や職員の人件費の削減、事務・事業の見直しによる制度廃止や補助金の廃止などの改革に取り組み、一定の成果を挙げてまいりました。

まだまだ予断を許さない状況ではありますが、過疎地域で小規模な本村でも、小さな村だからこそ出来る特色のある事業や住民サービスを今後も引き続き実施していくためには、抜本的な改革を行う必要があります、徹底した行政システムの改革を行い「簡素で効率的な行政運営」、「計画的で主体的な行政運営」を目指し、第五次南牧村行政改革大綱（以下「大綱」という。）を策定します。

2 改革の基本方針

この大綱では、第四次大綱において進めてきた基本方針の四つの改革を引き続き目標に掲げ、本村の行政運営における事務事業の見直しや無駄を省いて、行政課題の解決を図るために改革していきます。

① 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供

行政運営を少しでも低いコストでできるよう努力することで、財源を生み出し、改革によるサービスの低下や負担増につながらないものとし、積極的に改革を進めることにより新しい村づくりとなるよう進めます。

② 計画的で徹底した職員定数の見直し

計画的に職員数を削減し、徹底した定数管理を実現していきます。

具体的に削減する人数を住民に明らかにすることで、より確かな計画の実現を図っていきます。次に組織、機構を見直し、コストを下げるために民間委託、嘱託、パートに切り替えることも検討を加え進めていきます。

③ 事務・事業・補助金等の見直し

徹底した内部経費の削減を見極めた上で、住民向けの経費についても検討していきます。

時代の変化により役割の終えた事業や補助金は、できる限り廃止或いは縮小し、代わりに新しい時代に必要な事業や補助金と入れ替え、新しい村づくりのため住民の理解も求めながら進めていきます。

④ 住民と協働による「元気な村づくり」

地方自治体は云うまでもなく、住民が主権者であり、住民を大切に住民のための改革を目指しますが、行政に広く住民の意見を反映させるためには、誰もが気楽に行政に参加できる環境づくりと住民と行政の役割を明らかにしていく必要があります。

「元気な村づくり」のために行政が住民に信頼され、誰もが積極的に行政に参加できる仕組みづくりをしていきます。

3 改革の推進期間

今後も社会情勢はめまぐるしく変化し、本村に与える影響は想像も及ばない範囲となることも想定されます。

徹底した改革を進めますが、環境の変化や時代のニーズの変化にも対応できるようにするため、この大綱に基づく改革の推進期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とします。

4 改革の推進体制

改革の具体的な実施については、行政改革推進本部、行政改革推進委員会において検討を行い、計画的に進めるものとしますが、できる限り広く住民の意見を取り入れ、また適当な方法により住民に改革に対する評価をいただき、計画期間の途中であっても変更を加えることが可能なものとします。

行政と住民の一人ひとりが積極的に改革に参加し、改革することで新しい「元気な村づくり」を目指していきます。

第2章 改革の内容

1 住民の期待に応えるため、質の高い住民サービスの提供

財政面を見ますと、本村は歳入の20%程が自主財源で、残りを地方交付税、国・県支出金、村債等に依存して運営しています。国、地方共に年々厳しい財政運営となっておりますが、本村の高齢化状況からして、今後益々財政需用は増大し、財源不足は悪化の一途をたどるものと予想されます。

住民の期待に応え、暮らし易く、不安のない活力に満ちた村づくりを進め、特色のある質の高いサービスを維持し、またそれ以上のサービスを取り入れていくためには、限られた財源を有効に活用し、切り詰められる経費は思い切って削減し、将来の負担となる村債残高をできる限り減らしていくことが必要です。また、村税等の収納率の向上と滞納整理を推進し、さらに、ふるさと納税制度の活用をし、自主財源の更なる確保に努めます。

そこで、行政コストを削減し、住民の期待に応えられるよう次の事項に重点的に取り組みます。

① 財政改革

財政構造の弾力性を測定する比率として**経常収支比率**が使われますが、経常経費に充当した経常一般財源の残りの部分が多いほど、臨時の財政需用に余裕を持ってあたれることとなります。この比率は市と町村、規模によっても異なりますが、70～75%が妥当といわれ、これを5%以上超えますと弾力性を失いつつある状況といえます。

本村の比率は平成20年度決算で95.6%となり、年々固定して支出される経費が膨脹し財政構造を悪化させ、行政活動そのものに支障をきたす危険性をはらんでいます。

経常的経費のうち大きなものは、人件費、補助費、公債費、物件費、扶助費等ですが、住民生活にできる限り影響の出ない部分から重点的に削減し、住民サービスの低下や住民の負担増につながらない改革を進めます。

② 公共事業の見直しによる村債残高の削減

地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を公債費負担比率といますが、その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示し、一般的には財政運営上 15%が警戒ラインで 20%が危険ラインとされています。

本村の比率は平成 20 年度決算で 20.6%となり、危険ラインに入ってきました。景気の低迷により経済対策にも積極的に取り組んできた結果としてやや村債に依存する比率を高めてしまったことも事実です。

地方債の償還経費が増えることは、住民サービスのために使える経費が減ってしまうという解釈もできますので、村債は「後年度に負担すればよい」ではなく「将来の負担を増やさない」というしっかりとした決意で改革を進めます。

2 計画的で徹底した職員定数の見直し

本村の平成 20 年度決算において人件費の占める割合は 22.8%ですが、群馬県の平均では 20%程度です。山間地域、過疎地域、小規模町村では人件費の占める割合が高くなる傾向にあります。

住民に使えるための経費を将来に亘って確保するため次の事項を重点的に取り組みます。

① 職員数の削減

毎年の退職者に対して、新規採用者を考慮しつつ、職員の定員管理を行いますが、職員の削減は住民サービスの低下につながりかねませんので、組織の改編といった機構改革も同時に実施し、適切な職員配置により住民へ不便をかけないように進めます。

② 広く人材を起用

内部経費の削減は職員数の削減による改革だけでなく、業務自体を見直し整理し、民間にできる部分は民間にお願いし、嘱託、臨時職員での対応も検討します。特に高齢者率の高い本村ですので、シニア世代や家庭女性等の積極的な登用を行い、改革と共に雇用の拡大にも力点をおき進めます。

3 事務・事業・補助金等の見直し

電子技術の進歩による事務のシステム化やOA化が取り入れられ、事業の効率性が図られてきましたが、これからもその都度見直しをすることにより、経費削減に努めて行きます。

また、厳しい財政状況となってきた時代の中で、なんでも「タダ」が福祉につながることもないことから、「税金を使って行う事業」と「住民にも負担していただく事業」を区別し、補助事業や補助金についても検討を加えながら事務を進めていきます。

4 住民と協働による「元気な村づくり」

村づくりの基本は、村民と行政が村の課題を共有し、官民一体となって取り組むことにあり、そのことが、村の特性を活かした独自の振興方策を見出す事を可能にします。しかし、行政への住民参加や提言といったものが、うまく機能している自治体は数少なく、なかなか住民参加は難しいというのが現実です。

これまで以上に住民に「行政に対する関心」を高めてもらうために、「行政のコスト」とそれに使われた「住民の税負担」との関係性を明らかにしていき、村づくりに必要な知恵やアイデアを住民から提案していただくシステムに切り替えていきます。

これからの改革が住民との一体性の基に進められることで、どこへも誇れるような「元気な村づくり」を進めていきます。

第3章 改革の実現

1 推進基本計画の策定

この大綱を推進するため「推進基本計画」を策定し、推進期間中に村が取り組む改革を具体的、計画的に表わすことにより、体系的に推進するとともに、職員一人ひとりの実効性を高め、住民の評価も受けやすいものとしていきます。

2 推進実施計画概要の策定

推進期間中は毎年度「推進実施計画概要」を策定し、改革の進捗状況の管理を行うとともにその内容を公開します。

また、推進期間中に適当な方法により住民調査を実施し、効果が実際に現れているか評価を受け、効果が十分でない場合は、改善、見直しを行いながら推進していきます。

3 改革の具体的推進

改革の実施については、「第四次南牧村総合計画」、「南牧村過疎地域自立促進計画」等に基づき、村議会からの意見を踏まえ、住民の理解と協力を得ながら推進していきます。

改革の具体的な推進については「行政改革推進委員会」において「大綱」及び「推進基本計画」を十分検討していただき、「行政改革推進本部」において職員一人ひとりが改革の趣旨を自分自身の問題として受け止め、積極的に改革に参画できる体制を作り、また所属部署ごと実施状況、進捗状況を把握し、総合的に推進していきます。